

令和8年度

東近江市農業委員会
第2回（5月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（月）午後3時15分から午後4時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 36人 欠席委員 4人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	欠
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	欠
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	欠
20	出	40	出
議長（会長）	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
 報告第 3 号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 事	出
参 事	出	主 事	出
副主幹	出		

農業水産課

主 査	出		
主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和 8 年度 第 2 回（5 月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は 36 名、欠席者数は 4 名（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
 議席番号 40 番〇〇〇〇委員、2 番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第 2 は、議事の上程であります。最初に議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書 2 ページをご覧ください。

番号 1 について、議案書の記載のとおり、大沢町地先の農地 1 筆 面積 985 平方メートル について交換による所有権移転の申請がありました。

次にご説明いたします番号2土地との自作地相互交換に伴い、譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号2 について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地1筆 面積1,643平方メートル について交換による所有権移転の申請がありました。番号1でご説明しましたとおり、番号1土地との自作地相互交換に伴い、譲受人が加入している農事組合法人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号3 について、議案書の記載のとおり、栗見新田町地先の農地2筆 合計面積526平方メートル について売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が新規就農されます。

議案書3ページをご覧ください。

番号4 について、議案書の記載のとおり、今崎町地先の農地3筆 合計面積3,331平方メートル について売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます

番号5 について、議案書の記載のとおり、中一色町地先の農地1筆 面積692平方メートル について贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

なお、当該地については令和8年2月期月例総会にて所有権移転の承認をいただきましたが、譲受人変更により取りやめされ、今回の申請に至っています。

番号1及び2について、譲受人が所有する公簿地目が農地である筆について、現況が宅地になっている箇所があるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいております。

番号3, 4及び5については、譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することので、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1から番号5まで一括して審議を行います。何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。はい、それでは、特にご意見もないようでございますので、採決に移ります。本案について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決をいたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、許可申請の取り下げ願がありましたので報告いたします。番号1及び番号2につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。理由といたしましては、両申請とも土地改良区の意見書の添付不備によるものです。
それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の4ページをご覧ください。

番号3について御説明いたします。

本件は、札ノ辻二丁目に居住する者が、自ら所有する南花沢町地先の農地1筆、面積49平方メートル土地を庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の祖父が昭和57年以前(年月日不詳)から庭として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の隣接地に居宅があり、裏庭として利用するために、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

本案件については、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案につきましては、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。〇〇〇〇委員。

29 番 5月7日に、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員と私と事務局2名の計5名で農地転用の現地調査に寄せていただきました。この場所は、家の本当の裏側、この間を縫って入っていった状態で、またこんなところに庭があるんじゃないかと思わんようなところを入らせてもらったら、この場所が庭として残っておったということで。〇〇〇〇委員とも「なんでこんなもん最初から宅地にしてなかったんやろな」と、その当時いろいろと農地自体が細かく分かれていて、そこは申請してなかった、これでもよいわという形でなっていたんじゃないかなと思われるねという話だったんです。見ていただいたように、もう周りはブロックで囲まれて家の裏庭ということになっていきますので、これはもう、しょうがないかなというふうに思います。
こういう形で利用していただければ問題ないかなというふうに思っておりますので、農地転用は、大丈夫だというふうに思いました。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。
それでは、番号3について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

はい。それでは、番号3の採決に移りたいと思います。本案を承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」及び関連します議案第4号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。
それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農

地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書の5ページから8ページをご覧ください。

番号1についてご説明いたします。

本件は、愛荘町に居住する譲受人が、小倉町地先の農地1筆、面積26平方メートルの土地を贈与により取得し、貸駐車場として利用するため転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、譲受人の子が現在、隣接地で住宅の建設を予定しておりますが、駐車場のゆとりがなく駐車場拡幅のため、譲受人が整地をし、子に貸し付けるため転用の申請があったものです。

土地の利用計画については、一般車両駐車スペースとして1台分の露天駐車場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、隣接敷地高まで盛土をし、整地する計画です。

雨水については、地下浸透及び南側道路側溝にて排水されます。

申請地は第2種農地と判断できますが、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接敷地と一体利用とし代替性が見込めないことから例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、本年3月の月例総会で審議された案件の再申請です。前回の申請の許可後、譲渡人のうち1名が既に逝去していたことが判明したため、相続登記を完了させた上で改めて申請されたものです。

前回の申請時、相続人は「自身への相続が確定しているため、被相続人名義のまま申請しても問題ない」と誤認し、申請を行いました。なお、申請代理人においても、譲渡人の一人が逝去していた事実は把握しておりませんでした。

今回の申請は、譲渡人1名が相続人に変更されたのみで、土地利用計画等に変更はありません。また、現地確認は3月に実施済みであるため、今回は省略しております。

本件は、愛知郡愛荘町に居住する者が、甲津畑町地先の農地20筆、合計面積9,260平方メートルの土地を売買で取得し、畜舎として利用するために転用の申請があったものです。

本申請者は令和7年4月にも横溝町で畜舎の転用許可を受けていますが、造成前の段階で、近隣の方の反対の声により事業を断念せざるを得ませんでした。

なお、横溝町の転用許可については許可の取消が行われています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、南花沢町で馬の飼育をされていますが、今回、食肉用の馬の飼育場を検討され、周囲に住宅がなく、騒音で周囲に迷惑がかからない当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、畜舎2棟及び馬場として利用されます。

また、地元自治会や周囲の自治会に対しても説明を行い理解が得られているとのことです。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を地均しする計画です。

雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は農振農用地であり、原則許可できませんが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供するために行なわれるものについては、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、申請地は令和8年2月13日付けで、軽微変更がされております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3と議案第4号番号1については関連する案件ですので、一括して御説明いたします。議案書の6ページ及び8ページをご覧ください。

本件は、近江八幡市に所在する土地、建物の売買等を行う法人が、宮川町地先の農地1筆、面積49平方メートルの土地を売買で取得し、所有する土地と合わせて面積1,018平方メートルを資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

また、本件は、今回の譲受人が本事業を行うために令和7年2月に農地法第5条により転用の許可を受けて、所有権移転を行いました。経営規模拡大による事業面積不足の懸念があったことから、今回申請地の買収協議を行い、今回の申請地を事業面積に含めて一体で転用するために事業計画変更も同時に提出されています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は県内で農業、商業、工業等多様な業種において事業展開しており、東近江市及び竜王町での事業の拡大のため新しい事業用地が必要になりました。譲受人が所有する土地と一体で利活用でき、東近江市と竜王町の間位置し、大型車両の通行等も支障がないことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を整地する計画で、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、隣接土地との一体利用であり事業目的達成のために当該農地が必要であると認められることから、立地基準上は許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、和歌山県新宮市に居住する者が、三津屋町地先の農地1筆、面積47平方メートルの土地を売買で取得し、ドッグランとして利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人が平成12年から駐車場用地として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人が申請地の隣接地にある土地及び住宅と一緒に購入し、三津屋町に転居されるため、住まいとなる土地の隣接地にある、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、ドッグランとして利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため、ブロック塀及びフェンスの設置のみであり、雨水については、前面道路側溝へ排水されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、立地基準上は許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について御説明いたします。

本件は、五個荘石塚町に所在する不動産の売買・賃貸・仲介等を行う法人が、五個荘木流町地先の農地2筆、合計面積463平方メートルの土地を売買で取得し建売分譲宅地（11区画）として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は県道328号線に近く交通の便に優れていること、また小学校が徒歩圏内にあり生活環境が良好で、住宅需要が見込めることから当該地が選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地11区画分の敷地の一部として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、申請地西側の既設の道路側溝及び、東側に新設する道路側溝に放流し処理されます。

申請地は、第2種農地と判断でき、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから許可し得るものです。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。また、番号2の調査報告はありません。本年3月の月例総会で上程された案件で、譲渡人の変更以外の申請内容に変更はなく、農政・許認可等検討委員会及

び現地調査は実施していないためでございます。
まず、番号1、3につきまして、〇〇〇〇委員。

26 番

失礼します。

番号1は、愛東小倉町の字南和田ってところの案件です。この赤い枠の、入口側に大きな道路がありまして、道沿いで、駐車しやすい位置にはあります。県道との境界線がまん前に通っていて、とても駐車しやすいところです。畑ということでそれを転用するということです。

第2種農地で、近くにも、似たようなところがいっぱいありますし、奥の立派なお家は親戚の方ということで、贈与ということで、前の若い方が住む工事中の家がありまして、その前に駐車場ということです。特に問題はないと思いますので、許可相当と思われまして。

これは蒲生の宮川町ってところで、この場所も、大きな道がありまして、その反対側は、竜王町です。

今回は、赤いとこだけの届出です。これも畑ということで届出です。でも、そんなに良いものが採れるわけでもないし。両面大きな道に接していますし、後ろの方は、まだ竹藪が残っているような、そんなに農業に適した土地ではないので、資材置場として、大きな道が隣にもありますし、両方にありますし、良い場所かなと思います。これも許可相当と思われまして。

議 長

ありがとうございました。続きまして番号4、5につきまして、〇〇〇〇委員
お願いします。

28 番

はい、お疲れ様です。着座にて、失礼します。

この場所は、三津屋町の方が和歌山県に住まれている方に所有権移転で、売買して、現在も居宅していると。その前に、ドッグランを作ろうという申請でございます。本宅がこちらにあつて、和歌山県の方がここに住んでおられて、ここが完全にドッグラン、ここが市道で。住宅の中ですけど、1メートルか2メートルぐらいの幅で結構長い距離、20メートルぐらいある距離で、ドッグランを作ろうということです。ここが市の駐車場になっています。ここにフェンスがありまして、ドッグランからは見えないようになっているので。雨水は全部こう自然に流れるという感じです。これも、平成12年に、駐車場として造成し現在に至っており、顛末書案件ということで出ていますので、許可申請は、問題ないと思われまして。

続きまして、譲渡人は三重県に住まいする方で、不動産会社より建売住宅の目的で売買され、11区画となります。こちらが7区画で、こちらが4区画。で、現在申請が出ているのは、この赤い印の部分でございます。

造成地は、側溝で雨水排水処理もされていて、県道328号線が近くに、交通の利便性が良く、小学校も、徒歩圏内であり生活環境に優れ、住宅を要望することが多く、地域人口の増加に貢献するものとなります。都市計画29条の許可も合わせて申請中であり、許可申請上問題ないと認められます。審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明および調査報告が終わりました。順次ご意見を伺っていきたいと思います。

まずは、番号1について何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

7 番 書類上では、畑となっていますが、これどう見ても畑じゃないですね。事前着工されていると思うのですが、この辺のところは事務局指導の方はされているのでしょうか。

事務局 番号1の畑についてなんですけれども、ここは事前に造成されているのではなく、最近までは畑として利用されていたということを確認しております。

議 長 ほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、番号2について何かご意見ございますか。3月で出た案件でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、番号3及び関連します議案第4号について何かご意見ございますか。よろしいですか。

続きまして番号4について何かご意見ございますか。よろしいですか。

続きまして番号5について何かご意見ございますか。よろしいですか。

はい、それでは特にご意見もないようでございます。採決に移りたいと思います。本案を承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)」についてを議題と致します。また本議案につきましては関係者に〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられます。

農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該案件の審議開始から終了まで退席を願います。関係議案終了後に入室、着席をしていただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お世話になっております。農業水産課の〇〇〇〇です。

それでは、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。
なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定及び所有権移転は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第 3 項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。
本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書 1 ページ目をご覧ください。
こちらは所有権移転について、左側に農地中間管理機構に所有権移転の移転をする者、右側に農地中間管理機構から所有権移転の移転を受ける者を記載しています。
つづきまして、議案書 2 ページ目から 26 ページ目をご覧ください。
農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。
最後に、議案書 27 ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。
今回、20 筆、26,126 平方メートルの所有権移転、620 筆、1,340,529.32 平方メートルの利用権を設定いたします。
また、県の公告日は令和 8 年 6 月末を予定しています。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、ここで審議に入ります前に 〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 には農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 退席)

本案について、何かご質問ございますか。

7 番 1 ページの所有権移転、売買による所有権移転ですけど、2月の時、私のところでもありましたけど、平田町と上羽田は隣接しているとは思うんですけど、町外の方が、売買で所有権を受けられると。これに対して、先ほど説明では中間管理機構の云々という話あったけど、これ前も言いましたように、平田町の農業組合のところには何かアプローチなり、何かをされたのでしょうか。何の説明もなかったようにも思うんですけど。

事務局 はい。今回、こちらの所有権移転につきましては、地域計画の目標地図が異なっていたということがございまして、地域計画の変更届を提出していただく際に、地元の組合長さんには了承をとったということで、本件変更届を提出、受付をしておりますので、そこは了承済みということで受付をさせていただきました。

7 番 その説明をきちんとして農業委員が判断できるようにしてほしいということ、私は前回横山町地区の案件の時をお願いを申し上げたはず。隣接していることは、僕らも地域でわかる。平田と上羽田が近くなのはわかるけど、それを平田地区の農業組合や農家関係者が理解をしているということをつかんでねということ、農業水産課をお願いしたよね。それで回答してくれたよね。今日の説明では、なかったように思う。これでは、判断できない。

事務局 所有権を受けられる〇〇〇〇さんの方から、平田町の組合長さんから了承をいただきましたと連絡を受けました。

7 番 その説明を必ずしてくださいね。私たち農業委員はわからないのです。

事務局 はい、分かりました。

14 番 平田町の組合長、ほんまに同意してる？組合長、分かっているの？

事務局 はい。了承というのは、一筆書くものではなくて、了承を受けましたと、口頭でも了承いただければ、確認できましたということで、事務受付しております。一旦事務の受付としては、了承を受けたということで事務を進めています。

- 14 番 はっきり言います、していません。説明も受けていません。私、〇〇〇〇の代表です。受けていません。それともう1点質問ですけども、真ん中ぐらいに所有権登記の有無ってありますよね、面積の後に、「青」って書いてあるのはどういう意味なんですかね。所有権移転の有無やから有るか無いかじゃないんですか？この「青」というのはどういうことなんですか、ちょっとその辺ご説明をお願いします。
- 事務局 ちょっと私も今こちらのほうが、「有」ということだと思って見てたんですけど、「青」になっているので、こちらは、中間管理機構の方に確認させていただきまして、次回の時に。
- 14 番 平田町は、〇〇〇〇さんから説明を受けてない。確認は、どのようにされましたか。口頭のみですか。
- 事務局 そうです。本人さんが申請される際に確認を受けましたということを確認していますが、地域計画を変更する際には、農業組合長の了承があるということで確認欄があります。ただ、レ点をチェックするだけのものになりますので、本人さんが確認をしたということであれば、事務局として受付をさせていただいて最終的には、地域計画を変更する事務の時に了承を本当に頂いていたかそうでなかったかが発覚するような形です。
- 14 番 口頭だけの説明は、何の意味も持たないのではないかと思います。何か一筆もらっていた方がよいのではないかと。後で、揉めるのではないかと。その辺はどのように思われますか。
- 事務局 前回の会議でもお伝えした通り、農業水産課の方針としまして中間管理機構の委託を受けて事務をしている関係で、要綱に定まっていない様式を一枚添付するというのは、何の法的根拠もないところで、あくまでも地元の方の了承は、得てくださいということは徹底してお伝えさせていただいているところです。書類としては、もらうには、あたっていないです。
- 14 番 はい、わかりました。
- 7 番 今の説明では、私納得いかないです。前回、うちは農業組合長と行きましたよね。〇〇〇〇の件について行きましたよね。農業水産課は、何かの形でとると、責任を負うと、だから議案書に出てくる。もし地域計画に反映できていないということが確認取れたらどうするのですか。ここでは、賛成もらって。ここでは、賛成できなくなりますよ。中間管理機構の業務としては、仕方がないと、売買の移転の申出があったものが地域計画に定められているので、中間管理機

構の業務をやられます。法的にも何の問題もないので。でも、それを食い止めて農業委員会の議案として提出されるのであれば、農業水産課として責任持ってここで大丈夫ですと地元の方の理解も得ていますと言えて議案に上がってくるのじゃないんですか。そのことをちゃんとやってねということをお願いしたはず。今の回答では、あの時回答を受けた人間としては、納得いかないです。そういうふうに回答してくれましたよね。何らかの形で取りますと。地元の確認を取ると言ってくださったのではないの。そして、これとれたから議案に出してきたではないの。

事務局 そうです。確認が取れましたとチェックが付いていましたので受け付けております。

7 番 でも、ここで〇〇〇〇の代表は、知らないといわれているが。そういうことにならないようにきちんと確認を取ってねと、そうじゃなかったら今地元の人がおられるからできるんやで、ほかの人はほかの地域がわからないじゃないか。そのことをきちんと回答できないと議案にあげてもらっては困ると思う。

21 番 そんなええ加減なことでは、あかんと思う。〇〇〇〇委員さんが言われる通りきっちりと確認して、その確認の様式がないんやったらなんとかということではない、自分らで考えてどんな形で残すのかそれはきちっと中で話をして詰めてもらわなかったら農業委員会の議案に出すということは、これ OK 出しました、OK 出しといてあとから地域計画の変更が出てきたときに、そんなこと知らんでよとなったらどうしますの、誰が責任取るのですか。中間管理機構が取るならよろしいよ、けどそんなの取れへんよ。結局は、地元に戻ってくる。そういうふうに思いますね。

議長 今、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の地元の状況、それから〇〇〇〇委員もおっしゃっていただいた内容で、農業水産課と農業委員会事務局レベルで整理をしていただいて、これからの書類の提出方法等を協議していただいて、今回については、1 ページの所有権移転を継続審査とさせていただいて、2 ページ以降については、採決をしたいと思います。よろしいですか。
継続審査の部分については、農業水産課と農業委員会で詰めていただいて次回に議案とともに対応をここで出すということで進めさせていただいてよろしいですか。

はい。他にご意見ございますでしょうか。

32 番 すみません。1 ページの利用権のところ上羽田町があるんですけども、所有権移転、地域計画の変更と引き渡しは8年の7月です。その流れをちょっとおっしゃっていただきたいんですけども、地域計画の変更の流れと時期の問題を教えてください。地域計画の変更をされましたよということは、当然、集落の

実行組合長さんなり農業委員なりにくるわけですね。そのタイミングを教えてください。

事務局 基本的に中間管理の業務で変更をいただく場合というのが、利用権であったり所有権移転について、現在の目標地図と異なるものの利用権や所有権移転があった場合に、受付時に確認し変更がある場合は変更届を地元の了承を得たうえで変更届を提出してくださいとお伝えします。了承を得たうえでの地域計画の変更を受けて、早ければ3箇月、長期に渡れば半年、農業水産課の方で地域計画の変更の処理をしたのちに、当該年度の農業組合長さん宛てに変更の通知を送る流れになっています。

32 番 それがあってから、ここに出てくるの。

事務局 今回、中間管理の事務は同時並行になっていますので、変更が終わってからではなく、変更される見込みであるということで事務は、進めてよいということになっております。

26 番 個人が出して来たら通るといえることですか。

事務局 個人の方が提出された際、その方が当該農地の目標地図に載っていない方であれば、変更届を出していただければ。

26 番 市がOKするということですか。

事務局 はい、そうです。中間管理の事務の前提が目標地図に記載のあるものとなっておりますので、異なる場合は変更届を出していただく。

26 番 それやったら、法人の長とか組合長さんとかは知らない。個人さんが勝手に市役所に行ってOKしているのやろ。

事務局 利用権や所有権移転の申請書を受け付けた際には、その農地が申請人、耕作者、所有権移転後の農地になっているのかを確認をします。その際に、現在なっている目標地図の耕作者と異なる場合は、地域計画の変更の届出をしてくださいとご案内を致します。

26 番 それは、個人さんに。

事務局 個人さんでも法人さんが借りられる場合でも、個人法人関係なく目標地図に記載があるものかを確認します。

9 番 今回の地域計画の地図ありますよね。それは、今は〇〇〇〇さんになっているということですか。

事務局 こちらが、〇〇〇〇さんのお父さん〇〇〇〇さんという方のお名前になっておりましたので、親子なんですけども。

9 番 目標地図自体は〇〇〇〇さんが作っているということで理解したらいいんですか。

事務局 はい、そうです。今回買われる〇〇〇〇さんのお父さんの名前で目標地図に記載がありますので、たとえ親子間であったとしても、変えないといけないということで今回地域計画の変更届のご案内はさせていただきました。

9 番 もし、これが〇〇〇〇さんではなく法人さんに目標地図がなっていたらスツとは、いけない、確認が先に来るということですね。現行は法人が耕作するということになっている場合、違う人に売るということはできないということですか。

事務局 中間管理機構を通して売の場合は、法人さんになっているので、新耕作者の方に位置づけをしてもらえるように、地元の組合長さん等に了承をいただいでくださいと案内します。

9 番 いただいてからじゃなかったらしないということですね。勝手に中間管理機構は、地図に載っていたら売買するということではないですよ。その個人の持ち主が売買するときに勝手に変わるということではないんですよ。

事務局 基本は、地図に載っている方が売買されるということであれば、事務を受付させていただくんですけども、横山町にあったように地図に載ってるからといって、地元の方がそういう、所有権のところまではっていう、地域もございますので、受付の際には、地図に載ってようが載ってなかろうが、この今回の売買の件は、地元にも説明を徹底していただくようにご案内は、前回の3月以降

は必ずさせていただくようにしております。

9 番 確認はするということですね。

事務局 地元の方に説明をしてくださいと、そうでないと総会で所有権移転が不可になる場合がありますとお伝えして、受付時には案内を徹底するようにしています。

9 番 今回の場合はあの、農業組合長かどっかのほうで確認してるかもわからんということですね。

事務局 そうですね。一応、農業組合長等となっております。

9 番 そこがだいたい中心になって、地域計画やらやっているんで、法人の方は知らないという可能性は出てくる。法人と違う人が今耕作しているから、そこの売買があっても、農業組合長に確認したんで、OKって言われたらほんまに通るって。

議 長 色々、懸念事項を言っていたいているのは、チェック欄に確認をしたということで良いのかということをお委員さんの大半が思っていたいている。必須項目ではないかもしれないが、例えば地元の農業組合長さんが了承したとか文書的なもので、協議をしないとわからないですが、そこまですると皆さん納得されるのではないかと思います。大体そういう意味ではないですかね。

26 番 中間が中心になって、地元が確認されていないというか、勝手に地図をなぶらせたりということも、私ら地元でもあったので、地図をなぶるときはもうちょっと地元に大事にしてほしいと思います。

議 長 冒頭言いましたように、1 ページの所有権移転については、色々な課題もあるし、整理もしていただかないといけない事項もあるので継続審査で、あとは農業水産課と事務局で詰めていただくき、どういう対応ができるのかも含めて次回にということにしたいと思いますがよろしいですか。

事務局 また、次回継続審査の際に、ご指摘があった点、改善策を合わせて説明させていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい。ほかにご意見ないでしょうか。

はい、それでは、採決に移ります。促進計画の1ページを除く2ページから27ページの部分について採決をしたいと思います。1ページについては、継続審査としたいと思います。採決に移ります。
本案を承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。
よって、本案は可決いたしました。

それでは、審議が終了しましたので、
〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 入室・着席)

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第3号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。
議案書10ページをご覧ください。
番号1 小脇町の駐車場の案件、及び番号2 桜川東町の共同住宅及び建築資材置場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書11ページから13ページをご覧ください。
番号1から番号13につきましては相続により所有権を取得されたものでいずれも農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。
届出人の「あっせん希望の有無」については、番号4が「有」となっておりますが、担当地区の農業委員さんと情報共有し、対応いただいております。

次に、報告第3号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。議案書の14ページから23ページをご覧ください。
賃貸借権の合意解約につきましては、14ページから16ページの番号1から番号12です。
また、使用借権の合意解約につきましては、17ページから23ページの番号1から番号23です。合意解約内容につきましては議案書に記載のとおりです。17ページ番号②のほか、合意解約内容を「契約内容変更」とされているのは、使用貸借から賃貸借へ変更とするために解約されているものです。

報告案件の説明は以上です。

議 長 事務局の報告が終わりました。
報告第1号から第3号について何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。
はい。それでは、特にないようでございますので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

40 番

2 番